

ワクチン評価に関する小委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法第3条に基づき予防接種基本計画を策定することとされているが、今後、定期接種に位置付けられているワクチンや、現在任意接種とされているワクチンについて、定期接種の位置付けについて評価及び検討することが求められる。

そのため、広くワクチンに関する評価・検討を行うため、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則第5条に基づき、予防接種基本方針部会の下に「ワクチン評価に関する小委員会」を設置する。

2. 検討事項

- ・ 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方について、評価項目や評価の方法等を含めた医学的・科学的な視点からの議論を行う。
- ・ 各疾病・ワクチンについて、予防接種法に位置付けるかどうかについての考え方について整理し、予防接種基本方針部会に報告する。

3. 委員

- ・ 委員会の委員は別紙のとおりとする。
- ・ 委員長は予防接種基本方針部会長の指名によるものとする。
- ・ 委員長は副委員長を指名できる。
- ・ 必要に応じて参考人を招致することができる。

4. その他

- ・ 委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行うこととする。
- ・ その他小委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。